

# 地区計画区域内行為の届出（都市計画法第58条の2）の手引き

地区計画の地区整備計画区域内で次に掲げる行為を行おうとする方は、前もって届出を行う必要があります。

- (1) 土地の造成行為（開発許可が必要な行為は届出が不要です。）
- (2) 傾斜地又は擁壁面での工作物の建設行為
- (3) 樹林地及び草地を含む敷地での建築物の建築又は工作物の建設行為
- (4) 木竹の伐採
- (5) 湘南国際村地区内での建築行為
- (6) 条例制定されていない地区整備計画の事項に関する行為

## 1 届出の期限

行為に着手する日の30日前

## 2 必要書類

届出に必要な書類は、次のとおりです。1部 都市計画課へご提出ください。

添付図書の内容は、地区整備計画に適合していることを証するものとしてください。

共通事項	1	届出書	地区計画区域内行為届出書（別記様式第11の2）
	2	委任状	※届出を代理人が行う場合に必要です。
	3	位置図	縮尺1/2,500以上の地形図等を標準とする。 ※方位、申請区域(赤枠表示)、道路及び目標となる建物等(駅、公共建物、河川等)がわかるものとしてください。
	4	行為区域の求積図	縮尺1/1,000以上

### (1) 土地の区画形質の変更を行う場合

共通事項に加えて、次に掲げる図書を添えてください。

1	切土及び盛土の区域を表示した平面図	縮尺1/1,000以上
2	土地の縦横断面図	縮尺1/600以上 ※施行前と施行後の状況を明示したもの
3	公図の写し	※地目を明示したもの
4	設計図	縮尺1/100以上 ※やむを得ない場合は1/600以上

### (2) 建築物の建築又は工作物の建設を行う場合

共通事項に加えて、次に掲げる図書を添えてください。

1	配置図	縮尺1/100以上 ※やむを得ない場合は1/600以上
2	各階平面図（建築物に限る）	縮尺1/50以上 ※やむを得ない場合は1/200以上
3	2面以上の立面図	縮尺1/50以上 ※やむを得ない場合は1/200以上
4	断面図、構造図及び詳細図	縮尺1/200以上

### (3) 木竹の伐採を行う場合

共通事項に加えて、次に掲げる図書を添えてください。

1	行為区域を表示する図 及び現状植生を表示した図	縮尺 1 / 1,000 以上
2	行為の施工方法を 明らかにする図	縮尺 1 / 100 以上

### 3 その他

届出の内容が地区整備計画に適合しない場合には、設計の変更の指導や是正の勧告を行うことがあります。

お問合せ及び申請先：

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

横須賀市 都市部 都市計画課 TEL : 046 (822) 8355

<e-mail> [cip-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp](mailto:cip-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp)

<届出書ダウンロード> <http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4805/shoshiki/4805.html>